
むつ市使用済燃料税に関する進捗について

～使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会資料～

令和3年7月15日

むつ市新税検討プロジェクトチーム

RFS社が意見書で提示した4つの論点の協議状況

RFS社が提示した論点

1. 事業開始時期を見極めた上での貯蔵計画等を踏まえた収支計画などをベースとした弊社の担税力に応じた税率であること



協議状況

◆ 4/26の報告において、RFS社から、事業開始時期の見極め、東京電力等の発電所の再稼働の見通し等が定まらない中で、今後、細部を詰めるために必要となる具体的な計画が東京電力等から示される状況にないため、それらが示されることを待った上で具体的な協議をさせていただきたい旨申し出があった。

2. 事業内容を踏まえた合理的理由に基づく財政需要が対象であること



◆ RFS社より、全27事業について、中間貯蔵事業の遂行に起因して新たに生じる財政需要かどうか、また、同社が負担する割合の設定について理解できていないため、一つ一つの事業について確認させていただきたい旨依頼があり、市として丁寧に説明を尽くしている。

3. 事業内容を踏まえた合理的理由に基づく課税項目であること



◆ RFS社より、「受け入れ」、「貯蔵」を課税客体とすることについて、市が使用済燃料税を同社に課税する理由や根拠としている財政需要と密接に関連するものであり、財政需要の確認をさせていただきたい旨依頼があり、市として丁寧に説明を尽くしている。

4. 青森県等の動向が見極められていること



◆ 仮に県が将来課税したとしても、地方税法の規定により過重負担となることは総務大臣の同意が得られないのでRFS社が懸念する「担税力を上回る事態」は起こり得ないことであり、当市との協議の障害にはなっていない。

これまでの
協議回数

29回

①財政需要に関する協議内容詳細

これまでの見解
RFS社の

- ✓ 新税を充てる財政需要は中間貯蔵施設の立地に起因したものに限られるべきと考えており、事業ごとに弊社が負担すべき割合も異なるものと考えている。
- ✓ 財政需要として提示されている事業のうち産業振興や雇用創出の施策については、中間貯蔵施設の立地とは特段関係なく行われる行政上の施策であると思料。高齢者福祉や学校関連施設の整備については、市民の福利厚生的な意味合いが強いものと思われ、本来、市民の間で広く負担されるべき性質のものと思料。
- ✓ これらの財政需要を理由に課税することや負担率を他の事業と同一とすることは、応益課税の原則を超える、過重な負担となる。

➤ 財政需要の個別事業について、中間貯蔵事業の起因性、負担する根拠等を理解するための質問事項**59項目を提示**

市の説明

- ✓ 財政需要については、RFS社の立地に伴うメリットを市民の皆様が実感していただけるような各種施策を市が展開し続けるという前提に基づいている。
- ✓ **新税を通じて、行政が実施する産業振興や生活基盤の安定化等に資する施策を充実させることで、中間貯蔵事業受け入れのメリットを市民の皆様が享受し、そのことが事業に対する理解と協力を得ることにつながるため、施設立地に伴い発生する新たな財政需要となっている。**
- ✓ 既に使用済燃料に課税している他自治体においても、当市と同様の施策を財政需要としていることを確認しており、**既に前例がある。**

➤ RFS社からの質問事項**59項目全てへ回答**

現在の見解
RFS社の

- ✓ 27事業のうち11事業について、疑問点を確認した。残りの事業についても確認を進めていきたい。その過程において、事業費の多い事業等**あと1つ2つの確認をすれば大体の考え方は整理できる**と考えている。
- ✓ どの事業も**中間貯蔵事業に起因性があるという要素が存在することについて、お互いに歩み寄りながら協議を進めていきたい。**

②課税客体に関する協議内容詳細

これまでの見解
RFS社の

- ✓ 参考とされた六ヶ所再処理事業には、受け入れや貯蔵の他に再処理に関わる主たる工程があり、再処理事業全体を対象として課税されているものと理解。
- ✓ 中間貯蔵事業には再処理事業にある工程がない中で、同額を課税する根拠は何か。
- ✓ 課税の根拠として説明を受けている財政需要が使用済燃料の受け入れ、貯蔵とは関係なく生じるものであるときに、使用済燃料の受け入れ、貯蔵を課税客体とすることについて、課税の合理性を説明することは困難に思われる。

市の説明

- ✓ 受け入れ行為、貯蔵行為を課税客体とすることについて、六ヶ所再処理施設における課税客体と変わるところがないため、その客観的事実のみを前例としている。
- ✓ 中間貯蔵事業の安全性が極めて高いものだとしても、原子力関連事業という性質から、**受け入れ行為、貯蔵行為双方に対して、地域が万が一の事故の危険を負担しており、そのことへの理解と協力を得るために、新税を通じて防災安全、民生安定、生業安定、共生対策を実施するという前提に基づいた財政需要**である。

現在の見解
RFS社の

- ✓ **条例として受け入れと貯蔵への課税が決定しているという事実があるので、担税力や財政需要の議論と絡めて、受け入れ、貯蔵それぞれの税率の配分について協議していきたい。**